

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年1月及び同年2月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関37箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
工業技術センター	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
高度技術研究開発センター	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
産業技術短期大学校	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
山形職業能力開発専門学校	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
農業総合研究センター	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
衛生研究所	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
精神保健福祉センター	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
山形東高等学校	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
霞城学園高等学校	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
山形警察署	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
置賜教育事務所	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
置賜農業高等学校	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
荒砥高等学校	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
米沢警察署	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
米沢工業高等学校	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
米沢商業高等学校	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
南陽高等学校	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
南陽警察署	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
朝日学園	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
森林研究研修センター	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
朝日少年自然の家	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
村山教育事務所	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
左沢高等学校	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
職員育成センター	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
こども医療療育センター	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
山形盲学校	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
上山高等養護学校	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員

上 山 警 察 署	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
内 陸 食 肉 衛 生 検 査 所	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
山 形 空 港 事 務 所	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
東 桜 学 館 中 学 校	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
東 桜 学 館 高 等 学 校	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
福 祉 相 談 セ ン タ ー	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員
山 形 南 高 等 学 校	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員
山 形 中 央 高 等 学 校	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員
山 形 養 護 学 校	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 高度技術研究開発センター

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

調定額及び収入額を誤ったもの 2件 合計 210,467円

主な事例は以下のとおり

土地建物使用料 庁舎管理費 平成29年度分

既調定額 2,088,462円

正調定額 2,308,674円

要調定額 220,212円

ロ 産業技術短期大学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

公共料金用口座

資金前渡額 300,000円

支払完了日 平成29年4月17日

精算日 平成29年12月5日

ハ 村山教育事務所

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

ファイルボックスの購入

検査日 平成28年10月14日

請求書受理日 平成29年3月13日

支払日 平成29年3月27日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 予算の執行管理の不備により、一時的に団体徴収金口座から流用して旅費の戻入を行い、他の旅費を支給したものがあある。(左沢高等学校)

ロ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがあある(産業技術短期大学)

ハ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがあある。(上山高等養護学校)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがあある。(東桜学館高等学校)

(ハ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あある。(村山教育事務所、左沢高等学校)

(ニ) 支払先を誤って支払したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがあある。(衛生研究所)

(ホ) 同一債権者に重複して支払をし、返納させているものがあある。(置賜教育事務所)